

公 示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約に基づき実施する予定の案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。

プロポーザル作成に係る業務指示書を各案件の公示において指定する日（小規模と位置付けられている案件については、原則本日）から配布しますので、応募のためのプロポーザル作成に当たっては、同業務指示書に基づき、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel:03-5226-6612）あてにお願いします。
注）本公示に係る業務指示書及び配布資料等の配布については、電子データをダウンロードする方法で行います。具体的な配布方法は、当機構HPの調達情報>お知らせ>「業務指示書等の電子配布本格導入について【コンサルタント等契約】」（http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410_01.html）を参照願います。

2014年2月12日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役
理事 小寺 清

【1. プロポーザル提出の資格】

以下のプロポーザル提出の資格には十分ご注意ください。

プロポーザル提出の有資格者（共同企業体を編成する場合の構成員を含む）は、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者に限ります。資格の詳細については、当機構ホームページ「競争参加資格審査」

（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照願います。

会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、プロポーザル提出の資格がありません。

また、機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中においては、プロポーザル提出の資格がありません。具体的には、以下のとおり取り扱います。

- ・プロポーザルの提出締切日が資格停止期間中の場合、プロポーザルを無効とします。
- ・資格停止期間中に公示され、プロポーザルの提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、プロポーザルを受け付けます。
- ・資格停止期間中に、契約交渉相手方として通知されている場合は、当該コンサルタント等との契約手続きを進めます。
- ・契約交渉相手方として通知される前に資格停止期間が始まる案件のプロポーザルは無効とします。

【2. 業務指示書の配布】

業務指示書及び配布資料等の配布については、上記1. に示すプロポーザル提出の有資格者のみに限定します。

平成25・26・27年度全省庁統一資格を有している場合は、業務指示書の配布時に、全省庁統一資格結果通知書（写）及び情報シートを提出願います。なお、既に一度同（写）を機構に提出頂き、機構から「整理番号」を通知されている方については、同番号を提示頂くだけで結構です。

また、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有していない場合は、機構の事前資格審査を受けて頂き、その結果通知書（写）に示す「整理番号」を提示願います。事前資格審査は、申請いただいてから2～3営業日で結果通知させていただいています。

なお、業務指示書に限っては、事前資格審査申請中でも配布させていただきますので、その場合は、申請書の受領書（写）等を提示願います。

詳しくは、機構ホームページ（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）をご確認ください。情報シートの様式も同ページに掲載しております。

【3. 情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとします。本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

具体的には、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

（<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>）

また、下記（1）に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

(http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html)

- (1) 公表の対象となる契約相手方（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）
次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。
 - ア．当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること
 - 注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。
 - イ．当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- (2) 公表する情報
契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。
 - ア．対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名
 - イ．契約相手方の直近3カ年の財務諸表における当機構との取引高
 - ウ．契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合
 - エ．一者応札又は応募である場合はその旨
- (3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日
当該契約の締結日とします。
- (4) 情報の提供
契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

番号： 4 国名：パプアニューギニア 担当：パプアニューギニア事務所
案件名：ナザブ（レイ）空港改修事業準備調査
調査区分：プロジェクト形成（有償）

1 契約予定期間：2014年4月中旬～2015年3月中旬

2 参加要件

海外における空港改修事業に係る調査業務経験を有し、同分野の専任技術者を配置できること。
日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

3 参加資格のない社等

特になし

4 今後の選定プロセス（予定）

(1) 業務指示書等配布依頼書受付期間：2014年2月26日から2014年2月28日17：00まで
受付時期が遅れる場合は、当機構HPにて告知します。

依頼書は電子メールにて受付いたします。（冒頭留意事項2．参照）

(2) 業務指示書等ダウンロード期間：2014年2月26日から2014年3月3日23：59まで

上記期間であれば、ダウンロードは土日祝日を含め、24時間可能です。

(3) プロポーザル提出：2014年3月14日12：00まで

プロポーザル提出期限については、業務指示書に記載のものが最終のものとなります。

(4) 選定結果通知：3月下旬

(5) 契約交渉：3月下旬～4月上旬

5 業務の目的

パプアニューギニア独立国（以下、「パプアニューギニア」）は、首都やその他主要都市が位置するニューギニア島を中心に、大小合わせて600を超える島々から形成されている。また、ニューギニア島の中央には3,000～4,000m級の山脈が連なって国土を分断しており、山岳部以外は深い熱帯雨林に覆われている。このような険しい地形条件により、幹線道路網には今でも多くのミッシングリンクがあることから、航空輸送は当国における人の移動にとって重要な役割を担っている。特に近年、活発な天然資源開発に牽引された年率6%を超える高い経済成長に伴い、航空旅客需要も急速に拡大しており、2008年から2012年までの5年間の旅客輸送では、陸上輸送の増加割合が約1.1倍であるのに対して、航空輸送は約1.4倍と大幅に増加している。

当国内で首都ポートモレスビーに次ぐ第二の人口規模を持つレイ市は、農作物の一大生産地であり数多くの天然資源開発プロジェクトが位置しているハイランド地方と道路でつながっているほか、地域海運のハブとして国内最大の貨物取引量を誇るレイ港を有しており、当国内の産業、物流の拠点として機能している。同市の郊外に位置するナザブ空港は、2012年の旅客数は約30万人であり、当国第2位の旅客数を取扱う当国北部地域の拠点空港であり、2008年から2012年の5年間の航空旅客需要は年率約13%と非常に高い伸びを示している。

現在のナザブ空港の旅客ターミナルビルは、2012年の旅客数とほぼ同じ約30万人の国内線旅客を想定して建設されたが、2025年の国内線旅客数は約90万人にまで拡大することが予想されることから、今後は処理能力が大幅に不足する見込みである。この旅客ターミナルビルは、1970年代に建設されてから40年以上が経過しており、頻繁に停電が発生する等施設の老朽化が著しく、また、近代的な旅客取扱設備がなく、旅客手荷物や保安検査を人力で処理するため、ピーク時は大きな混雑が発生しており、今後の需要増に伴い更なるサービスレベルの低下が懸念されている。これに加え、地元経済界からは国際線就航に対する強い要望が出され、ニューギニア航空は同空港への国際線の就航に向けた準備を進めており、2025年の国際線旅客数は約13万人に達することが予想されていることから、国際線の受け入れ機能の確保も必要となっている。また、近年の需要の増加に伴い航空機の大型化が進んでおり、国際基準に定められた滑走路幅や舗装強度が不足する等、安全面での改善も喫緊の課題となっている。

このような背景を踏まえ、パプアニューギニア政府から日本政府に対し、ナザブ空港の包括的な改修事業に関する有償資金協力の要請の意向が示されている。

本調査は、当該事業の目的、概要、事業費、実施スケジュール、実施（調達・施工）方法、事業実施体制、運営・維持管理体制、環境および社会面の配慮等、我が国の有償資金協力として実施するための審査に必要な調査を行うことを目的として実施するものである。

6 業務の範囲及び内容

(1) 業務内容

- 1) 旅客ターミナルビル(国際・国内線)新設
- 2) 貨物ターミナルビルの新設
- 3) 滑走路・誘導路・エプロンの改良
- 4) 構内道路・駐車場改良
- 5) 航空保安施設の整備
- 6) 消防救難施設の整備

- 7)庁舎・管制塔の整備
 - 8)ユーティリティ施設の整備
 - 9)その他
- (2)業務対象地域
ナザブ空港（モロベ州レイ市）

7 成果品等

次の調査報告書を提出する。このうち、(4)を成果品とする。

- (1)インセプションレポート（2014年4月中旬）
- (2)インテリムレポート（2014年8月下旬）
- (3)ドラフトファイナルレポート（2014年12月上旬）
- (4)ファイナルレポート（2015年3月中旬）

8 主要な分野及び評価対象予定者

総括/空港計画（評価対象予定者）
建築施設計画1（評価対象予定者）
建設施設計画2
土木施設計画1（評価対象予定者・対象国経験・語学力評価せず）
土木施設計画2
設備・機材計画
航空保安施設計画
航空需要予測
施工計画・積算
経済財務分析
環境社会配慮
自然条件調査

9 特記事項

- ・共同企業体の結成を認める予定
- ・2013年10月に予備調査（プレF/S）実施済み

注：本案件概要は予定段階のもので詳細については変更される場合もあります。